⑹　入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力のうち入札量を超える分について落札がなかったものとされ、当該落札者が「２⑵イ　第２次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が２以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

２　保証金

（略）

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円／kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

イ・ウ　（略）

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円／kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ～エ　（略）

⑶　（略）

⑷　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

⑹　入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）のうち入札量を超える分について落札がなかったものとされ、当該落札者が「２⑵イ　第２次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が２以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

２　保証金

（略）

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円／kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。

イ・ウ　（略）

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円／kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ～エ　（略）

⑶　（略）

⑷　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。